

# 連携省エネルギー計画の認定制度について

平成30年9月27日  
資源エネルギー庁

# 連携省エネルギー計画の認定制度の創設

※改正法第46条から第50条まで（工場・事業場規制）、第117条から第121条まで（荷主規制）、第134条から第138条まで（輸送事業者規制）関係

【現行法】

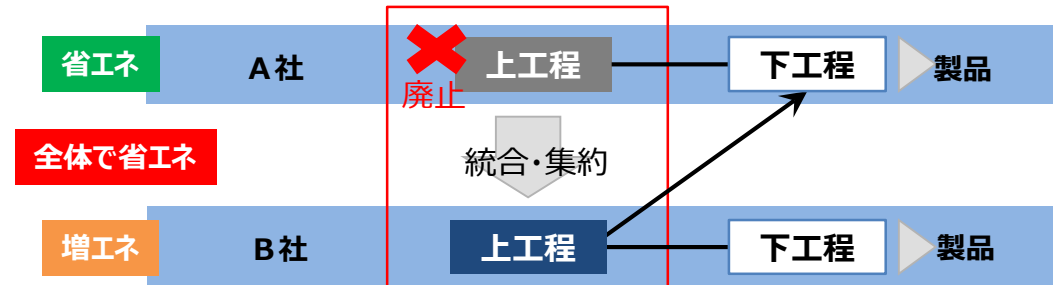
事業者ごとのエネルギー消費量に基づき評価

【改正法】

「連携省エネルギー計画」の認定を受けた者は、連携省エネの省エネ量を事業者間で分配して定期報告可能に

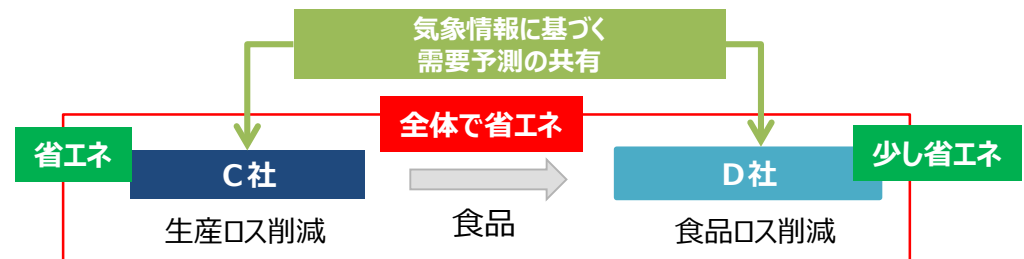
## ケース1 同一業界の事業者間の設備集約

- 現行法では、設備統合側の評価は悪化。省エネ量を分配可能とし、双方にとってプラスとなるようにする。



## ケース2 サプライチェーン連携による最適化

- 現行法でも双方ともプラスに評価されるが、取組への関与の度合い等に応じた柔軟な省エネ量の分配を可能とすることで取組を促進する。



## ケース3 荷主間連携による物流効率化

- 荷主についても同様に連携による省エネ量の分配を認める。



# 改正省エネ法における連携省エネルギー計画の認定制度

(連携省エネルギー計画の認定)

第四十六条 工場等を設置している者は、他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「連携省エネルギー措置」という。）に関する計画（以下「連携省エネルギー計画」という。）を作成し、**経済産業省令で定めるところにより**、これを経済産業大臣に提出して、その連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携省エネルギー措置の**目標**

二 連携省エネルギー措置の**内容及び実施期間**

三 連携省エネルギー措置を行う者が設置している工場等（当該者が連鎖化事業者である場合にあつては当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、当該者が認定管理統括事業者である場合にあつてはその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）を含む。）において**当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法**

3 経済産業大臣は、**連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な指針**を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。

# 改正省エネ法における荷主連携省エネルギー計画の認定制度

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第百十七条 荷主は、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「荷主連携省エネルギー措置」という。）に関する計画（以下「荷主連携省エネルギー計画」という。）を作成し、**経済産業省令で定めるところにより**、これを経済産業大臣に提出して、その荷主連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 荷主連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 荷主連携省エネルギー措置の**目標**

二 荷主連携省エネルギー措置の**内容及び実施期間**

三 荷主連携省エネルギー措置を行う者が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（当該者が認定管理統括荷主である場合にあつては、その管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送を含む。）において**当該荷主連携省エネルギー措置に関してそれぞれ貨物輸送事業者に行かせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算出の方法**

3 経済産業大臣は、**荷主連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な指針**を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る荷主連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。

# 連携省エネルギー計画の適確な作成のための指針

連携指針に規定する主な事項は以下の通り。

## 1. 連携省エネルギー措置の目標に関する事項

- ✓ 連携省エネルギー措置の実施前と比較して、実施期間中の毎事業年度において連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善すること。

## 2. 連携省エネルギー措置の内容及び実施期間に関する事項

### (1) 連携省エネルギー措置の内容に関する事項

- ✓ 連携省エネルギー措置を行う全ての事業者が、連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的な貢献を行っていること。
- ✓ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令に違反しないこと。

### (2) 連携省エネルギー措置の実施期間に関する事項

- ✓ 連携省エネルギー措置を行う事業者が確実に参画することができるように実施期間を設定すること。

## 3. 連携省エネルギー措置を行う者が設置している工場等において当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したとされるエネルギーの量の算出の方法に関する事項

- ✓ 連携省エネルギー措置に係る費用の負担又は活用した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）等の連携省エネルギー措置を行う事業者の貢献等の実態に即しているものとなっていること。
- ✓ 優越的地位を利用した不公正な算出の方法ではないこと。

## 4. その他連携省エネルギー計画の作成に関する重要事項

- ✓ 連携省エネルギー措置の実施に必要な資金を確実に調達できる見込みがあること。
- ✓ 連携省エネルギー措置を行う工場等における労働組合等と必要な合意を成立させること等、協議によって十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ること。

# 使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法（工程集約のケースの例）

- 上工程をB社に統合・集約して生産を行う連携省エネルギー措置。
- 「算出の方法」として、**エネルギーの使用量を半製品の供給量比で按分**してエネルギー使用量を分配することとした場合。

(A社の定期報告書)連携措置実施前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		20千㎡	900GJ
	連携分		
産業用蒸気		1,000GJ	1,020GJ
	連携分		
電気		500千kWh	4,880GJ
	連携分		
合計			6,240GJ
	連携分		
	小計		6,240GJ

(B社の定期報告書)連携措置実施前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		40千㎡	1,800GJ
	連携分		
産業用蒸気		2,000GJ	2,040GJ
	連携分		
電気		600千kWh	5,856GJ
	連携分		
合計			9,696GJ
	連携分		
	小計		9,696GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)		
	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
産業用蒸気	1,200GJ	1,224GJ
電気	600千kWh	5,856GJ
合計		7,080GJ

A社は、「蒸気500GJ、電気300千kWh」  
を連携省エネ（上工程）

※ A社の下工程は、  
「蒸気500GJ、電気200千kWh」

B社は、「蒸気1,000GJ、電気500千kWh」  
を連携省エネ（上工程）

※ B社の下工程は、  
「蒸気1,000GJ、電気100千kWh」

B社に上工程を統合・集約することにより  
全体が省エネに

# 連携省エネルギー措置の定期報告への反映【工程集約】

(A社の定期報告書)連携措置勘案前

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		20千㎡	900GJ
	連携分		
産業用蒸気		500GJ	510GJ
	連携分		
電気		200千kWh	1,952GJ
	連携分		
合計			3,362GJ
	連携分		
	小計		3,362GJ

A社に、「蒸気400GJ、電気200千kWh」を分配

連携省エネルギー措置(実績報告)

	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
産業用蒸気	1,200GJ	1,224GJ
電気	600千kWh	5,856GJ
合計		7,080GJ

(A社の定期報告書)連携措置勘案後

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	20千㎡	900GJ
	連携分	—	—
産業用蒸気	連携以外	500GJ	510GJ
	連携分	400GJ	408GJ
電気	連携以外	200千kWh	1,952GJ
	連携分	200千kWh	1,952GJ
合計	連携以外		3,362GJ
	連携分		2,360GJ
	小計		5,722GJ

(B社の定期報告書)連携措置勘案前

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		40千㎡	1,800GJ
	連携分		
産業用蒸気		2,200GJ	2,244GJ
	連携分		
電気		700千kWh	6,832GJ
	連携分		
合計			10,876GJ
	連携分		
	小計		10,876GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)

	エネルギー使用量			
	A社		B社	
	数値	熱量	数値	熱量
産業用蒸気	400GJ	408GJ	800GJ	816GJ
電気	200千kWh	1,952GJ	400千kWh	3,904GJ
合計		2,360GJ		4,720GJ

(半製品) A社 : B社 = 600個 : 1,200個  
→ エネルギー量を1 : 2で按分

B社に、「蒸気800GJ、電気400千kWh」を分配

(B社の定期報告書)連携措置勘案後

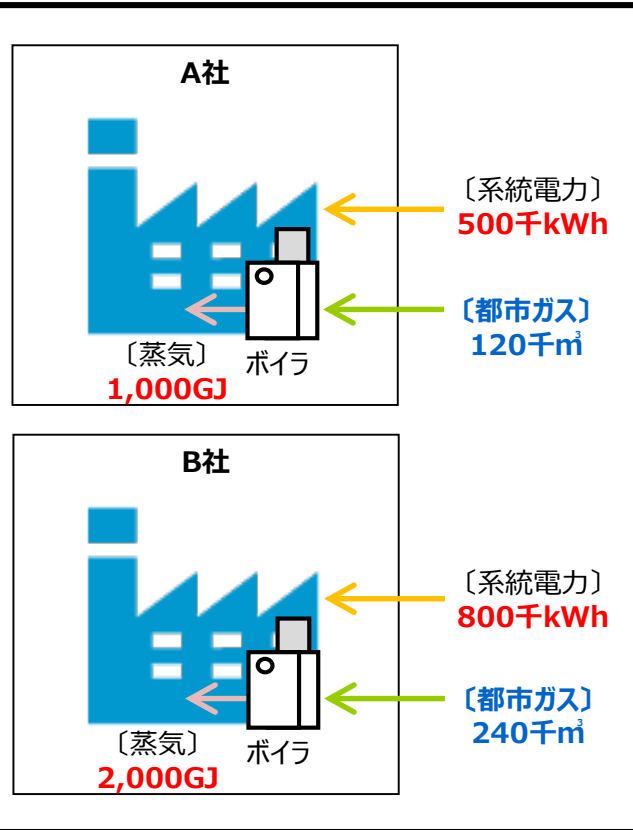
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	40千㎡	1,800GJ
	連携分	—	—
産業用蒸気	連携以外	1,000GJ	1,020GJ
	連携分	800GJ	816GJ
電気	連携以外	100千kWh	976GJ
	連携分	400千kWh	3,904GJ
合計	連携以外		3,796GJ
	連携分		4,720GJ
	小計		8,516GJ



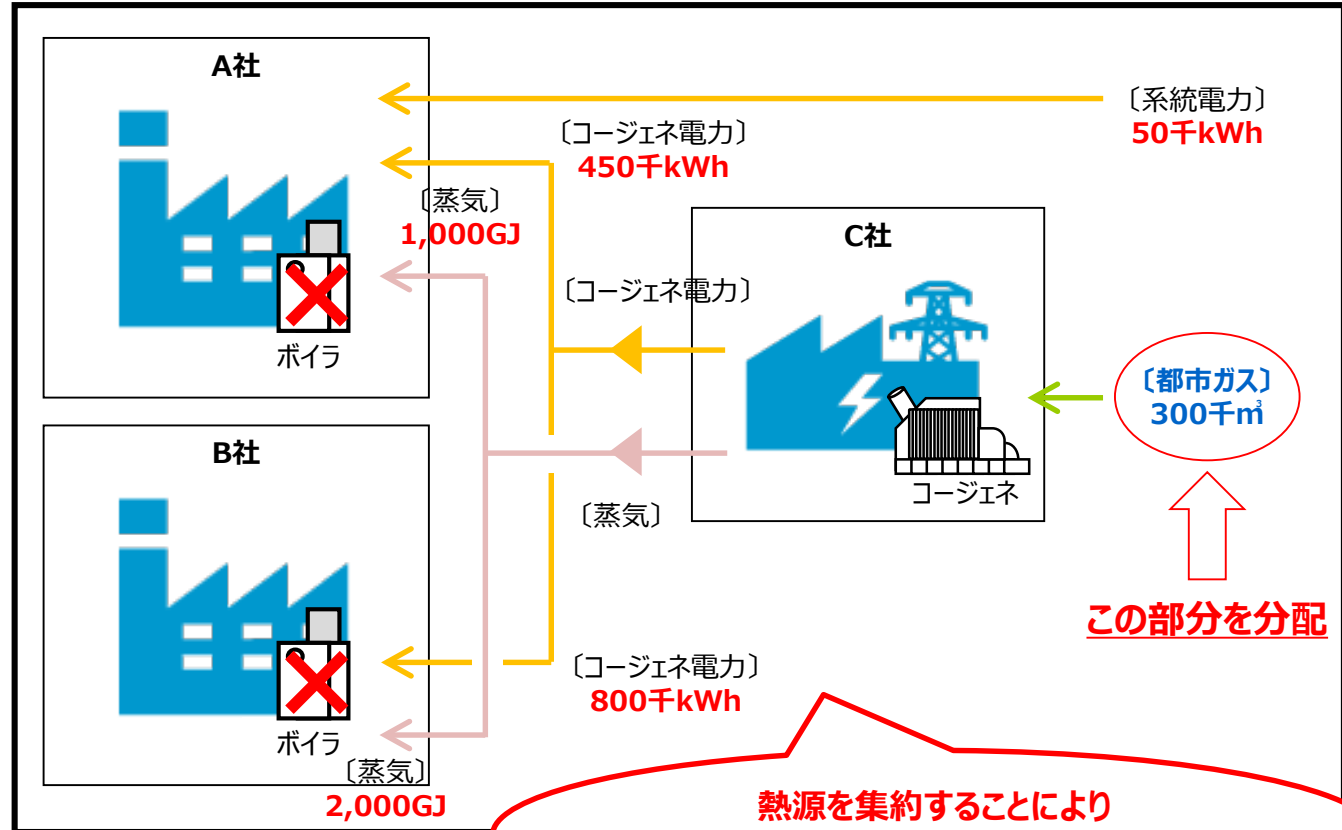
# 使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法（熱源集約のケースの例）

- 個別のボイラー設備を廃止してコージェネ設備に集約し、C社がA社及びB社に対して蒸気と電気を供給する連携省エネルギー措置。
- 「算出の方法」として、一次エネルギー（都市ガス）の使用量を実際の蒸気の使用量を踏まえて按分してエネルギー使用量を分配することとした場合。

連携省エネ措置前



連携省エネ措置後



熱源を集約することにより  
燃料投入量が削減され、全体が省エネに



# 連携省エネルギー措置の定期報告への反映【熱源集約】

(A社の定期報告書)連携措置勘案前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		—	—
	連携分		
産業用蒸気		1,000GJ	1,020GJ
	連携分		
電気		500kWh	4,880GJ
	連携分		
合計			5,900GJ
	連携分		
	小計		5,900GJ

A社に、「都市ガス100m<sup>3</sup>」を分配

連携省エネルギー措置(実績報告)		
	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
都市ガス	300千m <sup>3</sup>	13,500GJ

(A社の定期報告書)連携措置勘案後			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	—	—
	連携分	100千m <sup>3</sup>	4,500GJ
産業用蒸気	連携以外	—	—
	連携分	—	—
電気	連携以外	50kWh	488GJ
	連携分	—	—
合計	連携以外		488GJ
	連携分		4,500GJ
	小計		4,988GJ

(B社の定期報告書)連携措置勘案前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		—	—
	連携分		
産業用蒸気		2,000GJ	2,040GJ
	連携分		
電気		800kWh	7,808GJ
	連携分		
合計			9,848GJ
	連携分		
	小計		9,848GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)				
	エネルギー使用量			
	A社		B社	
	数値	熱量	数値	熱量
都市ガス	100千m <sup>3</sup>	4,500GJ	200千m <sup>3</sup>	9,000GJ

(蒸気の使用実績)

A社 : B社 = 1,000GJ : 2,000GJ

→ エネルギー量を1 : 2で按分

B社に、「都市ガス200m<sup>3</sup>」を分配

(B社の定期報告書)連携措置勘案後			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	—	—
	連携分	200千m <sup>3</sup>	9,000GJ
産業用蒸気	連携以外	—	—
	連携分	—	—
電気	連携以外	—	—
	連携分	—	—
合計	連携以外		—
	連携分		9,000GJ
	小計		9,000GJ

# 使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法（共同輸配送のケースの例）

- 貨物輸送の一部を共同輸配送する荷主連携省エネルギー措置。
- 「算出の方法」として、**実際の輸送量及びエネルギー使用量から算出した原単位を用いる**こととした場合。

(A社の定期報告書)連携措置実施前(=勘案前)				
		係数	エネルギー使用量	
			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(GJ)
貨物 自動車		0.0410 (ℓ/トンキロ)	30,000	47,674
	連携分			
鉄道		0.491 (MJ/トンキロ)	1,000	491
	連携分			
合計			31,000	48,165
	連携分			

(B社の定期報告書)連携措置実施前(=勘案前)				
		係数	エネルギー使用量	
			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(GJ)
貨物 自動車		0.0410 (ℓ/トンキロ)	50,000	79,457
	連携分			
鉄道		0.491 (MJ/トンキロ)	5,000	2,455
	連携分			
合計			55,000	81,912
	連携分			

連携省エネルギー措置(実績報告)		
	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(kℓ)
	数値	熱量
貨物自動車		
合計		

連携省エネルギー措置(実績報告)			
	係数	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(GJ)
		数値	熱量
貨物自動車	0.0400 (ℓ/トンキロ)	50,000	77,519

A社は、「貨物自動車の輸送量20,000千トンキロ」  
を連携省エネ

共同輸配送することにより  
全体が省エネに

B社は、「貨物自動車の輸送量30,000千トンキロ」  
を連携省エネ

# 荷主連携省エネルギー措置の定期報告への反映【共同輸配送】

連携省エネルギー措置(実績報告)			
	係数	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(GJ)
		数値	熱量
貨物自動車	0.0400 (ℓ/トンキロ)	50,000	77,519GJ

連携した貨物自動車の輸送量の係数について、  
「原単位：0.0400 (ℓ/トンキロ)」を使用

(A社の定期報告書)連携措置勘案後				
		係数	エネルギー使用量	
			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(GJ)
貨物 自動車	(連携以外)	0.0410 (ℓ/トンキロ)	10,000	15,891
	連携分	0.0400 (ℓ/トンキロ)	20,000	31,008
鉄道	(連携以外)	0.491 (MJ/トンキロ)	1,000	491
	連携分	—	—	—
合計	(連携以外)	<del>                    </del>	11,000	16,382
	連携分	<del>                    </del>	20,000	31,008
	小計	<del>                    </del>	31,000	47,390

(B社の定期報告書)連携措置勘案後				
		係数	エネルギー使用量	
			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー 使用量(GJ)
貨物 自動車	(連携以外)	0.0410 (ℓ/トンキロ)	20,000	31,783
	連携分	0.0400 (ℓ/トンキロ)	30,000	46,512
鉄道	(連携以外)	0.491 (MJ/トンキロ)	5,000	2,455
	連携分	—	—	—
合計	(連携以外)	<del>                    </del>	11,000	34,238
	連携分	<del>                    </del>	20,000	46,512
	小計	<del>                    </del>	31,000	80,750